

第17号の2様式（第54条の2関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2023年 7月 27日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 佐川急便株式会社 代表取締役 本村正秀

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	382 台	0 台	0 台	382 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	62 台	0 台	0 台	62 台				
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	1.4	キログラム	0	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	133.90	キログラム	56.87	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	・3ヵ月に1回、各拠点の管理者による簡易点検実施（本社通達） ・定期点検対象の定期点検はメーカーが実施 ・異常時は施設担当部署への工事依頼							
	廃 棄 時	・本社で専門業者を手配							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	・無駄な開閉の抑制（施設への負担軽減）							
	廃 棄 時	・本社で専門業者を手配							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	・今後、新設拠点、交換時にノンフロン機器への切替を検討予定。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。